



ワラジをはいて
街道を歩こう

町教育委員会主催による「道一しもつけの街道をしのぶ」をテーマとした展示会が資料館で5月25日まで開かれましたが、その関連事業として体験教室「ワラジをはいて街道を歩こう」が5月23日、消防壬生分署から稲葉一里塚間（往復5km）で行われ、参加者たちは昔の旅人の気分を味わいながら歩きました。

町の 情報公開 制度

住民参加の町政…

7月1日からスタート

今年3月町議会で「情報公開条例」が制定され、7月1日からスタートします。

この制度は、町民の皆さんに、町が持っている情報の閲覧やその写しの交付を求める権利を条例によって保障するものです。また、町の情報をいつでも容易に取得でき、町と町民の皆さんとの間の情報の流れが豊かになることによって、町政への理解が深まり、住民参加による町政がより一層推進されることとなります。

実施機関は…

情報公開を実施する機関は、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会です。

請求できる文書は…

実施機関の職員が職務上作成したり取得した文書、図面、写真など、実施機関が管理しているもので、平成11年4月1日以降に作成し、又は取得したものです。

公開請求できる人は…

実施機関に公開の請求ができるのは、次に掲げる個人、法人、団体です。

- 町内に住所のある人
- 町内に事務所又は事業所をもつ個人、法人、その他の団体
- 町内の事務所・事業所に勤務する人
- 町内の学校に在学する人
- 町税の納税義務のある個人又は法人
- 実施機関が行う事務事業に利害関係のある個人、法人、その他の団体

公開できない情報は…

- すべての公文書を公開することを原則としていますが、次の情報は公開できないこともあります。
- 法令または条例で非公開とされている情報
 - 個人のプライバシーに関する情報
 - 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の事業に関する情報で、事業活動に不利益を与えるもの
 - 個人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防、捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障のある情報

● 町の機関と国等の機関との間で協議、依頼等により作成し、又は取得した情報で、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれのあるもの

- 審議、調査、研究等の意思形成過程の情報で、事務事業の意思形成に支障のあるもの
- 争訟、交渉、監査、検査、取締り、入札、試験、職員的身分取扱その他の事務事業に関する情報で、事務事業の公正又は適正な執行が妨げられるおそれのあるもの
- 公開しないことを条件に任意に個人から提供された情報で、承諾を得ないで、公開することにより、当該個人の協力を得ることが困難になると認められるもの

請求の手続きは…

総務課の情報公開総合窓口にて、情報公開請求書に必要事項を記入のうえ、提出してください。電話や口頭による請求はできません。

公開請求に対する

決定等…

請求書を受理した日から15日

(60日を限度) 以内に公開できるかどうかを決定して、請求者に通知します。

公開できる場合は、公開の日時及び場所を、公開できない場合はその理由をお知らせします。

公開はどのくらい…

通知書でお知らせした日時、場所で開催したり写しを受け取ることができます。手数料は無料ですが、写しはコピー代、郵送を希望する場合は、郵送料を負担していただきます。

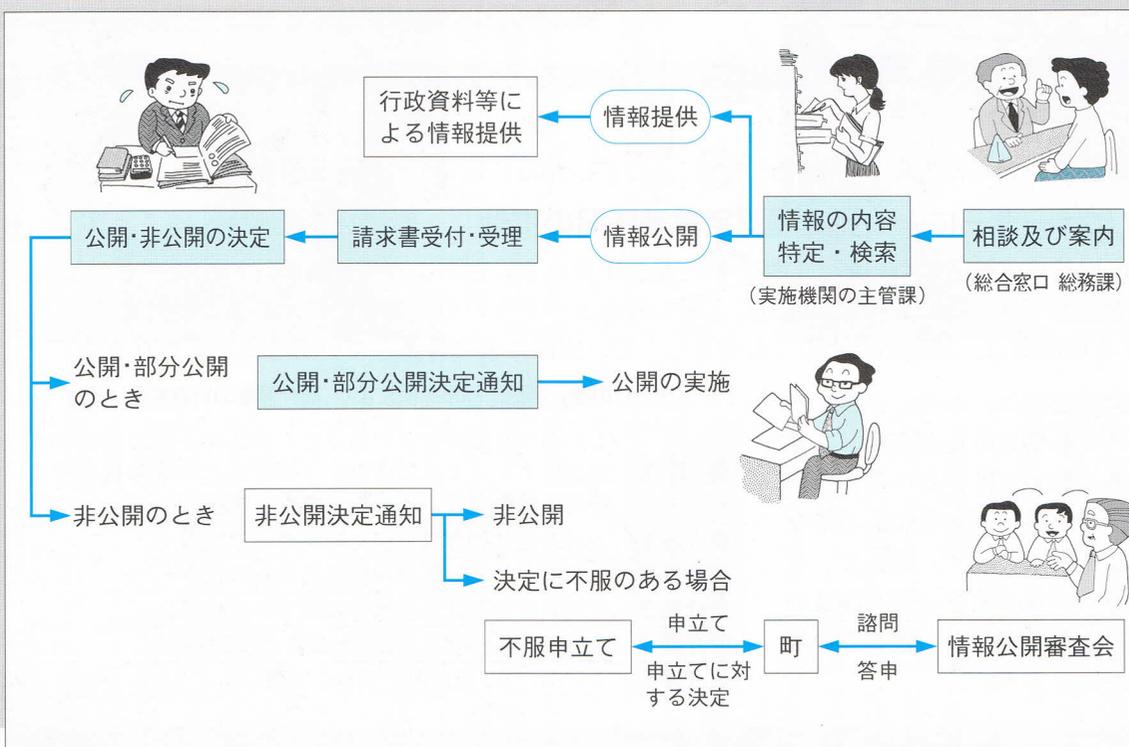
コピー代 A3判以内 1枚10円
写しの送付 実費負担

決定に不服のある場合は…

非公開などの決定に不服のある場合は、行政不服審査法に基づいて不服申立てができます。この場合、実施機関は、学識経験者で構成する「壬生町情報公開審査会」に諮問し、その意見を聞いて不服申立てに対する決定をします。

※なお、この件の詳細については、総務部総務課文書法規係(☎81-1807)へお問い合わせください。

請求から公開まで



平成12年4月1日

介護保険制度が始まります！

～ 要介護認定の申請受付は今年の10月から ～

介護保険のサービスを利用するには、寝たきりや痴呆などサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受けることが必要です。

今回は、この要介護認定の具体的な流れについてを見てみましょう。

②町の調査員が 訪問調査をします

自宅等に町の調査員が訪問し、食事や入浴などの日常生活の様子や心身の状態を中心に聞き取り調査をします。

①要介護認定の 申請をします

介護が必要になった場合、まず本人や家族が町の介護保険担当窓口へ申請します。

申請できる年齢は、次のとおり区分されます。

①65歳以上の高齢者

介護が必要になったときには、原因を問わずに介護サービスが受けられます。→第1号被保険者といいます。

②40～64歳の人

老化に起因する特定の疾病（脳卒中やリウマチなど）によって介護が必要になったときに限って、介護サービスが受けられます。→第2号被保険者といいます。

一次判定

③コンピューター による判定

聞き取り調査の結果をコンピューターに入力し、介護に必要な時間を推計します。

コンピューターによる要介護認定基準時間の推計

実際の施設入所者について2日間にわたり、1分おきにどのような介護が行われているかという調査に基づき、仮にその人が施設に入所したらどのくらいの介護の時間が必要か推計します。（注：この時間は、認定のための「ものさし」で、実際に家で介護している時間と異なります）

●要介護認定は、本当に介護サービスが必要なのかどうか、必要であるとすれば、どのくらいのサービスを行う必要があるかを判断するものです。従って、その方の病気の重さと要介護度の高さとは必ずしも一致しない場合があります。

〔1日あたりの要介護認定基準時間により、要介護度の判定を行います〕

| | |
|------|--|
| 要支援 | 1日あたり30分未満であって、全体の介護の時間が25分以上か、または洗たく・掃除などの家事援助や機能訓練の合計が10分以上である状態 |
| 要介護1 | 1日あたり30分以上50分未満である状態 |
| 要介護2 | 1日あたり50分以上70分未満である状態 |
| 要介護3 | 1日あたり70分以上90分未満である状態 |
| 要介護4 | 1日あたり90分以上110分未満である状態 |
| 要介護5 | 1日あたり110分以上である状態 |

⑤要介護認定の判定

要支援状態または、要介護状態と認められた場合、必要な介護の度合い（要介護度）も合わせて決定されます。

自立

介護が必要とは認められず介護保険のサービスは受けられません

要支援

社会的支援を要する

要介護度 1

部分的介護を要する

要介護度 2

中等度の介護を要する

要介護

要介護度 3

重度の介護を要する

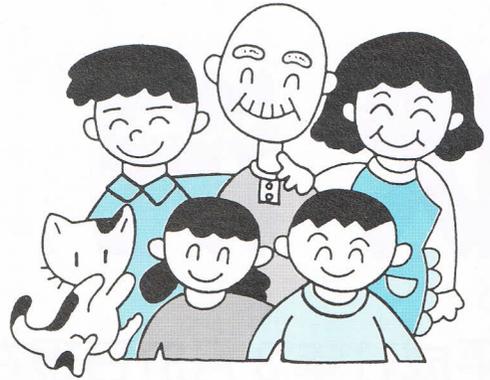
要介護度 4

最重度の介護を要する

要介護度 5

過酷な介護を要する

要介護認定は、介護する家族の有無や収入の多少とは、一切関係ありません



主治医の意見書

かかりつけの医師に、心身の障害の原因になっている疾病や負傷に関する意見、医学的な管理の必要性等を書いてもらいます。

二次判定

④介護認定審査会

医療、保健、福祉の専門家で構成され、コンピューターによる判定と主治医の意見書をもとに、介護が必要か、どれくらい必要なのかを審査します。

⑥町が本人へ認定通知する

- 次回は、介護保険のサービスについて掲載します
- 介護保険について、研修をご希望の団体は、人数の多少にかかわらずご相談ください。

問合せ先 民生部介護保険推進室 ☎81-1876・1877

状 況

(平成11年 3月31日現在)

歳 出

(単位：千円：%)

| 科 目 | 予 算 額 | 支 出 済 額 | 支 出 率 |
|-------------|------------|------------|-------|
| 議 会 費 | 158,192 | 155,900 | 98.6 |
| 総 務 費 | 1,495,051 | 1,151,926 | 77.0 |
| 民 生 費 | 1,484,394 | 1,378,267 | 92.9 |
| 衛 生 費 | 3,302,537 | 1,613,584 | 48.9 |
| 労 働 費 | 28,364 | 26,458 | 93.3 |
| 農 林 水 産 業 費 | 308,946 | 227,814 | 73.7 |
| 商 工 費 | 240,849 | 236,701 | 98.3 |
| 土 木 費 | 2,992,750 | 1,461,296 | 48.8 |
| 消 防 費 | 604,394 | 584,455 | 96.7 |
| 教 育 費 | 1,449,115 | 1,177,082 | 81.2 |
| 災 害 復 旧 費 | 40,765 | 19,384 | 47.6 |
| 公 債 費 | 3,053,374 | 3,047,943 | 99.8 |
| 諸 支 出 金 | 3 | 0 | 0.0 |
| 予 備 費 | 15,550 | 0 | 0.0 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | 15,174,284 | 11,080,810 | 73.0 |

町では、皆様に町の財政状況を正しくご理解していただくとともに、納められた税金や国・県支出金が、どのように使われているかを知っていただくため、年2回（6月・12月号広報紙）財政状況の公表をしています。

今回は、平成10年度の下半期の収入・支出状況についてお知らせします。

なお、今回は今年3月末までのもので、最終決算額ではありません。これは、平成11年4・5月の2カ月間を、10年度の債権、債務を整理する出納整理期間とすることが認められているためです。

一 般 会 計 の 概 要

平成10年度の一般会計当初予算は、124億5千万円でしたが、平成9年度からの繰越額及び6回の補正予算額を合わせ、当初に比べ21.9%増の151億7,428万4千円の現計予算額となっています。

平成10年3月31日現在の収入済額は、122億397万3千円で、歳入予算額の80.4%にあたります。

また、支出済額は、110億8,081万円で、歳出予算額の73.0%となっております。科目別の状況は別表のとおりです。

町 債 と

公 債 費

▼町債とは？

町の長期にわたる借入金のことです。

道路や橋、学校などのように長期にわたって利用される施設をつくるための建設資金について、世代間の負担の公平を図る意味から、町債という形で国や銀行などから資金を調達しています。壬生町の一般会計地方債残高（平成11年3月末）は、80億7,193万3千円ですが、平成9年度末町民一人当たりの現在高は、220,779円で県内49市町村中40位（残高の多いほうから）となっております。

なお、3月末においては、歳入受入はしておりませんが、平成10年度一般会計における新規借入の利率は、1.65%～2.10%となっております。

▼町債の返済は？

毎年「公債費」という予算をとって、町債の元金と利息の支払いを行っています。

平成10年度一般会計では、30億

平成10年度
下半期

町の財政

《税の負担状況》

| | | | | | |
|---|---------------------------------|----------|--------|---------|---------|
|  1人当たり 117,829円 | 39,265円 | 54,599円 | 936円 | 5,420円 | 7,973円 |
| | 町民税 | 固定資産税 | 軽自動車税 | 町たばこ税 | 都市計画税 |
|  1世帯当たり 367,948円 | 122,616円 | 170,499円 | 2,924円 | 16,927円 | 24,898円 |
| | (平成11年3月末 人口39,668人、世帯数12,703戸) | | | | |

地方債現在高

| | | |
|-------------|--------------|----------------------|
| 一般単独事業債 | 30億7,174万7千円 | 一般会計 80億7,193万7千円 |
| 一般廃棄物処理事業債 | 14億5,474万9千円 | |
| 義務教育施設事業債 | 14億1,142万円 | |
| 減税補てん債 | 6億8,823万8千円 | |
| 財源対策債 | 5億982万1千円 | |
| 厚生福祉施設整備事業債 | 2億9,388万9千円 | |
| 一般公共事業債 | 1億2,638万6千円 | |
| 減収補てん債 | 1億2,221万6千円 | |
| 公営住宅建設事業債 | 1億1,904万6千円 | |
| 臨時税収補てん債 | 1億円 | |
| その他 | 1億7,442万5千円 | 上水道事業会計 |
| 上水道事業債 | 27億5,521万6千円 | |
| 下水道事業債 | 73億6,248万7千円 | 公共下水道事業会計 |
| 農業集落排水事業債 | 13億523万9千円 | 農業集落排水事業会計 |

一般会計

歳入

(単位：千円：%)

| 科目 | 予算額 | 収入済額 | 収入率 |
|-------------|------------|------------|-------|
| 町 税 | 4,887,792 | 4,674,052 | 95.6 |
| 地方譲与税 | 155,000 | 163,790 | 105.7 |
| 利子割交付金 | 45,000 | 47,759 | 106.1 |
| 地方消費税交付金 | 300,000 | 368,338 | 122.8 |
| ゴルフ場利用税交付金 | 55,000 | 55,099 | 100.2 |
| 特別地方消費税交付金 | 500 | 849 | 169.8 |
| 自動車取得税交付金 | 135,000 | 121,018 | 89.6 |
| 地方交付税 | 2,553,558 | 2,627,129 | 102.9 |
| 交通安全対策特別交付金 | 10,000 | 10,251 | 102.5 |
| 分担金及び負担金 | 105,278 | 101,046 | 96.0 |
| 使用料及び手数料 | 152,144 | 147,114 | 96.7 |
| 国庫支出金 | 1,051,670 | 711,198 | 67.6 |
| 県支出金 | 555,563 | 311,819 | 56.1 |
| 財産収入 | 154,290 | 154,168 | 99.9 |
| 寄附金 | 2,463 | 2,462 | 100.0 |
| 繰入金 | 342,239 | 162,141 | 47.4 |
| 繰越金 | 419,530 | 419,531 | 100.0 |
| 諸収入 | 138,616 | 137,368 | 99.1 |
| 町債 | 4,110,641 | 1,988,841 | 48.4 |
| 合計 | 15,174,284 | 12,203,973 | 80.4 |

地方交付税で賄われます。

借入額の元利償還金の約50%が

・防火貯水槽整備事業
 ・地域総合整備事業債
 地域の特性を生かす地域づくり
 やまちづくりのために、町が自主
 的・主体的に行う事業に活用しま
 す。

●地域総合整備事業債

平成10年度の 町債活用事業例

国に納められた税金の一部を一定割合の額で、地方自治体が等しく事務を進められるよう、国から配分される税のことをいいます。これにより、全国どこに住んでいてもバランスよく公平な公共サービスが受けられるようになっていきます。

▼地方交付税とは？

国に納められた税金の一部を一定割合の額で、地方自治体が等しく事務を進められるよう、国から配分される税のことをいいます。これにより、全国どこに住んでいてもバランスよく公平な公共サービスが受けられるようになっていきます。

特

別

会

計

奨学資金

| | |
|------|---------|
| 予算額 | 170万円 |
| 収入済額 | 169万2千円 |
| 支出済額 | 169万2千円 |

公共下水道事業

| | |
|------|--------------|
| 予算額 | 18億9,061万3千円 |
| 収入済額 | 8億5,732万1千円 |
| 支出済額 | 13億2,678万3千円 |

国民健康保険

| | |
|------|--------------|
| 予算額 | 24億1,702万4千円 |
| 収入済額 | 22億9,221万9千円 |
| 支出済額 | 20億1,725万円 |

(収支の不足額は、一般会計資金を運用しました)

老人保健事業

| | |
|------|--------------|
| 予算額 | 29億4,592万1千円 |
| 収入済額 | 25億5,345万4千円 |
| 支出済額 | 25億1,005万1千円 |

水道事業

収益的収支

| | |
|------|-------------|
| 予算額 | 5億1,765万2千円 |
| 事業収益 | 5億8,201万7千円 |
| 事業費用 | 5億902万7千円 |

資本的収支

| | |
|-------|-------------|
| 予算額 | 3億9,727万3千円 |
| 資本的収入 | 2億5,672万1千円 |
| 資本的支出 | 3億9,058万9千円 |

(資本的収支の収入額が支出額に対して不足する額は、過年度及び当年度損益勘定留保、当年度消費税収支調整額で補てんしました)

農業集落排水事業

| | |
|------|-------------|
| 予算額 | 8億8,821万9千円 |
| 収入済額 | 3億9,240万4千円 |
| 支出済額 | 4億7,568万4千円 |

(収支の不足額は、一般会計資金を運用しました)

● 一般廃棄物処理事業債

ごみやし尿を処理する施設の整備に要する費用に充当するため活用します。なお、これらの融資金の財源は、国民年金及び厚生年金の積立金を活用したものです。

- ・清掃センター建設事業

借入額の元利償還金の約50%以上が地方交付税で賄われます。

● 地方特定道路整備事業債

町が緊急に整備すべき特定の道路区間において、補助事業及び単独事業を効果的に組み合わせ実施する場合に活用します。

- ・御用水通り整備事業

・獨協医科大学前道路整備事業(段差解消などのバリアフリー化等)

借入額の元利償還金の約50%以上が地方交付税で賄われます。

● 下水道整備事業債

地域の環境保全を図るために整備を進めている公共下水道事業や農業集落排水事業に活用します。

- ・公共下水道整備事業
- ・農業集落排水事業

借入額の元利償還金の約50%以上が地方交付税で賄われます。

ふれあいプールの利用は7月10日から

「川下りスライダー」を新設

料金も変わりました

毎年皆さんにご利用いただいています壬生町黒川の里ふれあいプール、今年7月10日から開設します。

また、従来ご利用いただいていた「ベンチャースライダー（人工芝）」の代わりに、「川下りスライダー」を新設しました。

この「川下りスライダー」は、滑走路全長101m、幅1.8m、深さ0.9

mで、滑走路内に常時水を流し、摩擦抵抗を減らすことにより、滑走者が滑走路を滑り降りることができるようになっていきます。

また、チューブ（浮輪）に乗って、滑走路内を滑走できる構造になっており、今シーズンからご利用いただけます。

なお、今年から利用料金が、一般600円が700円に、小・中

学生300円が400円に変わりました。

● 開設期間

7月10日（土）～9月5日（日）

● 開設時間

午前9時～午後6時

● 利用料金（1人1回につき）

一 般 700円
小・中学生 400円

ロッカー使用料 100円
問合せ先

● 開設期間中

黒川の里ふれあいプール

● 期間以外

町教育委員会スポーツ振興課

☎ 82-9479
☎ 82-2345



とちぎに国会を!!



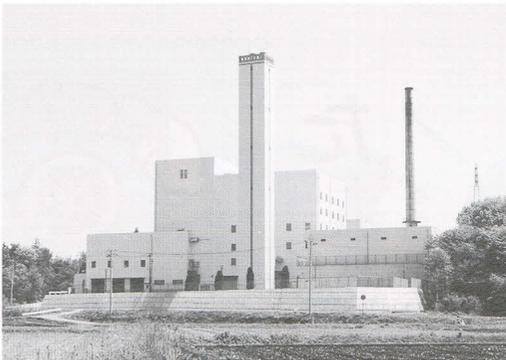
● 那須地域への移転の意義

国会等の移転は、数十年の間をかけて行われますが、その過程では、東京との重層的期間（東京と移転先に国会等の機能がある期間）が続くことが予想されます。那須地域は、東京から近からず、遠からずの距離（新幹線で約1時間）にあり、東京との適切な連携を図りながら長期にわたる移転を政治・経

済・社会生活に混乱を招くことなく円滑に進めることができず。また、東京に万一災害が起こった場合でも、東京まで平らな地形が続いているため、混乱を最小限にとどめ、バックアップすることができず。さらに、当地域は、新たな集中を招くおそれが少なく、発展可能性が高い、東北・北海道の太平洋側に伸びる交流圏域（北東国土軸上）にあり、バランスのとれた国土構造の実現に寄与することができます。

この地域には、豊かで安全な自然環境、盛んな農林業、既存小都市群、便利な交通条件等の地域資源があります。

以上のことから、最小のコストで最大の効果が発揮でき、無理のない新首都の実現に大きく貢献できるものと確信しています。



（厚生年金・国民年金積立金還元融資施設）

羽生田に平成9年から建設していた新清掃センターが完成し、1月から試運転や、調整作業が進め

新清掃センターが完成

られていましたが、4月30日に、関係者約70名が出席し、竣工式が行われました。

このゴミ焼却施設は、最新の技術と設備を導入した施設で、特に排ガス中のダイオキシン類などの環境対策には万全を期すとともに、すべての処理工程を集中制御装置で操作する近代的な施設です。

式典では町長が「安全性の高い施設ができ、今後は町民の皆さんに分別収集を協力していただき、

自分の町のゴミは自分の町で処理できるようにしたい。」と挨拶しました。

式典の後出席者は、新しい設備を、担当者の説明を聞きながら見学しました。

なお、この施設は、厚生年金保険及び国民年金の被保険者等から集められた、保険料の積立金の一部から、融資を受けて建設されました。



事故をなくし

すみよい町にするために

交通安全協会



街頭広報で 交通安全をよびかける

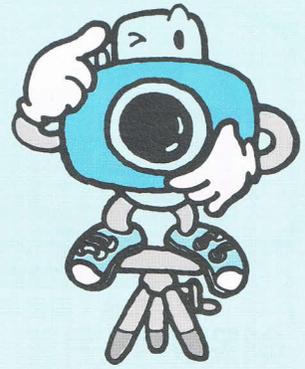
当会は交通安全関係団体の先導的役割を担う組織として、町や警察等関係機関と連携協力し、四季の交通安全運動を中心に交通安全に対する意識の高揚を図るため様々な活動を行っている団体です。交通事故を撲滅し、すみよい町にするにはどうしたらよいか。それには、すべての町民が交通安全に対する認識を深め、交通ルールを守り、交通マナーの実践に努めなければなりません。そのため当会の組織を改正し、自治会を単位とし全世帯住民は会員に、また町

内事業所等には特別会員となつていただき、町をあげて交通安全を推進できるようになりました。主な活動は、交通安全運動期間中、のぼり旗・看板の掲揚、街頭広報、交通指導センターの設置などによる啓蒙啓発、また、年間を通じ、児童・高齢者に対する交通安全教室等の開催や安全施設の設置要望、交通功労者の表彰申請などを行っています。町から悲惨な交通事故を無くすため、より一層積極的に事業を推進してまいります。

ただいま活動中

今回号より、地域のために日々活動している町の団体を紹介していきます

①



みんなの広場

皆様のご応募をお待ちしています!

青春スケッチ 97



テニスで早く試合がしたい

獨協医大職員寮 山岸 照子さん

「仕事がきついで、休日は自分の部屋で過ごすことが多い」という照子さんは、看護婦の仕事をしています。

現在は、友達に誘われて始めたテニスに凝っていますが、ストレス解消のため、スキーやバッチングセンターなどにも出かけるそうです。「早くテニスで試合ができるようになりたい」と話してくれました。

とっておきの名

めしじん
①

精神の安らぎを求めて

下表町 並木弘次さん

下表町の仏師、並木弘次さんは16年程前から仏像彫刻に取り組んでいます。はじめたきっかけは、木を彫る技術を身につけ、会社を退職した時に、次のスタートがすぐられるようにとのことです。

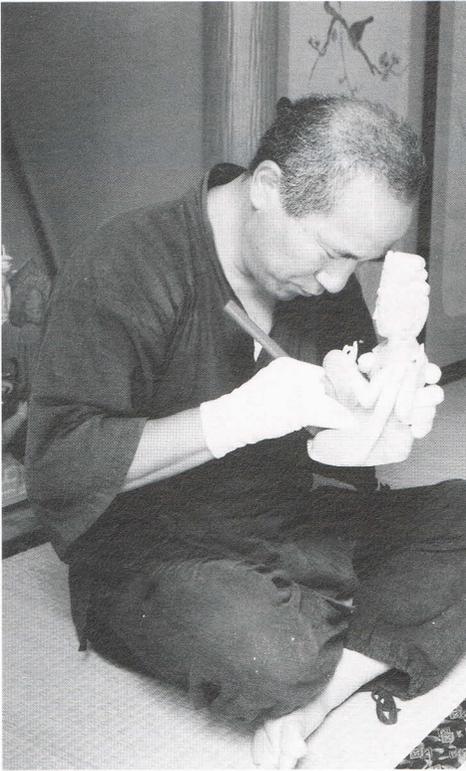
普段は会社員として働いていますが、月2回、河内町岡本の教室まで通い、先生について習っています。今では、教本や仏像の写真などを参考に、みごとに作ります。作品は、観音様がほとんどです。

が、他に恵比須様、大黒様、気分転換には、花などのレリーフなども作っています。

2年に1回宇都宮市で開催される展示会には、20点ほど出展するほか、仏像に興味のある方に差し上げたりしています。

家族は無関心だということですが、仏像を彫ることで精神的な安らぎが求められると語ってくださいました。

（今回より、町のかくれた名人、有名人を紹介していきます。）



文芸



文化協会文芸部選

短歌

去年まで芹を摘みしはこの^{あた}辺り
いまバイパスの工事中なり

曾篠登志子

軒下に花大根の咲き盛り主なき
家をはなやかにせり

安原 昌子

釘をうつ金槌の音はなんとなく
どこかが違う日曜大工

黒尾 チエ

青物の^{はざかい}端境季なり夫の蒔きし野
沢菜が今日の卓を彩どる

高山 ミツ

俳句

短か夜や眼鏡二つを使い分け

佐藤 淑子

長き^{あし}脚すなり組みて五月かな

高橋 田鶴

毬のごと乳のはりきて明易し

高山香代子

ポストまで往復五分おぼろ月

鈴木 茂弥



稲葉小学校5年

高久 淳



稲葉小学校2年

小野口 哲朗

まちのわだい



町ボランティア連絡協議会が

10周年記念事業

町ボランティア連絡協議会（須賀俊之会長）が今年10周年を迎え、5月23日町保健福祉センターで記念事業を行いました。

式典では、会長から「ボランティア活動を通して、未来に夢をもてる壬生町にしていこう」とあいさつがあり、続いて、功労者表彰として、初代会長の荻原久子さんと元副会長の中村朋子さん、内山幽香子さんに感謝状が贈られました。

また、岩手県立大学教授渡辺一雄氏の記念講演会や会員たちによる交流会も開かれました。

同協議会には、清掃活動や独り暮らしのお年寄り等への調理・配達サービス、町広報紙等の朗読テープ作り、手話講習会の開催、募金活動等さまざまな奉仕活動をしている団体が加入しています。平成元年に11団体で発足し、現在は倍の22団体が加入、会員数も866名と増加し、活動の輪が広がっています。



青少年の健全育成めざして

壬生ライオンズクラブが歩け歩け奉仕大会

青少年の健全育成を目的として壬生ライオンズクラブ（吉薬幸男会長）では、今年で17回目となる歩け歩け奉仕大会を4月29日開催しました。

大会は、壬生北小学校を発着点として、会場周辺を回る5.7kmのコースで行われ、親子や友達同士のチームなど約300人が、主催者が用意したボランティア・スポンサーの広告ワッペンをつけ、コマ図を頼りに、肌寒い陽気のなか元気に歩きました。

また、ワッペンをつけて歩くことがボランティア活動に参加したことになり、そのPR代として、町内外の事業所から集められたお金が、(財)栃木県アイバンク、(財)栃木県盲導犬センター、町社会福祉協議会へ寄付されました。



「ザ・どっキングセール in みぶ」の 抽選会行われる



町と町商工会の後援を得て町商業連合会（青木和夫会長）が行った「ザ・どっキングセール in みぶ」の抽選会が5月9日、おもちゃ博物館前広場で行われました。

地元商店と大型店との共存共栄をめざして、4月11日から25日までの15日間を売出し期間として設定、この間に地域振興券が現金で2千円ごとの買い物をした人に対して抽選券1枚が進呈され、期間中20万枚が発行されました。

抽選は、この日午前11時と午後2時の2回行われ、会場には半券を手に入勢の人達が詰めかけ、来年の緑化フェアのPRを兼ね参加したミスマロニエの大関美保さんと伊藤恵さんらが行う抽選の様子を真剣な眼差しで見守っていました。

賞品は特賞から5等まであり、当選者には、賞金及び賞品が贈られましたが、3等の緑化フェア入場券（前売り券）は、9月6日発売のため後日、本人に郵送されることになっています。

おもちゃ博物館の 入館者が60万人突破



平成7年4月のオープンから5年目の5月23日、おもちゃ博物館の入館者数が60万人(延べ)を突破しました。

60万人目となったのは、宇都宮市の会社員、山田寿夫さん(29)で、神永助役や博物館スタッフらが迎え、記念としてファービー人形などを贈り、祝福しました。

山田さんは、家族5人で博物館を訪れ、「初めて来て思わぬ幸運にびっくりしています。」と話していました。

また、この日60万人を記念して、抽選会が行われ、200名にぬいぐるみやおもちゃなどが贈られました。



適正検査に取り組む受講者

正しい交通ルールの再認識

町交通安全協会では、春の交通安全運動期間中、壬生自動車学校の一泊開放に併せて、安全運転講習会を開催しました。

受講者は、教習所の先生について、適正検査、実技運転、応急救護の順に行ない、運転技術を厳しくチェックされていました。

この講習で、一人ひとりが正しい交通ルールとマナーを再確認していました。

建設大臣から功労者表彰受ける 七ツ石本郷老人クラブ七福会



榎木会長(中央)と小野口さん(左)

七ツ石本郷老人クラブ七福会(榎木チヨ会長)は、4月28日に東京立川市の国営昭和記念公

交通安全 ヒヤリ地図を作成



六美地区あけぼの会(中川芳良会長)は、このほど、自分達の地域の危険箇所を示すヒヤリ地図を作成しました。これは、交通安全運動期間にちなみ、交通安全教室を開いて、お年寄りたちの交通规则やマナーの再確認をするともに、地図の上に、自宅を黒、最近事故があったところを赤、自分がヒヤリとした所を黄色の色分けしたシールをはり、危険箇所を意識し、事故に遭わないようにするためのものです。

この交通安全教室には、町の交通安全協会、交通安全母の会も協力しました。

園で開催された第10全国「みどりの愛護」のついで、建設大臣から功労者として表彰されました。同会は、昭和37年から事業の一環として、地域内の国道及び町道の空き缶拾いや清掃を定期的に行っていました。

また、平成4年度からは、国道352号線沿いの花壇へ草花を植えたり、花壇内の除草や清掃などを定期的の実施し、地域住民をはじめ通行するドライバーから感謝されるなど、これらのことが評価されたものです。

町消防団ポンプ操法大会

どんな状況でも十分対応



町消防団（中根幸男団長・団員203名）の第18回壬生町消防団ポンプ操法大会が、4月25日、町総合運動場で行われました。

これは、4月に新団員（52名）を迎え、団員の士気高揚と、消火技術の習得・向上を目指し、例年この時期に実施されています。

大会は、自動車ポンプ（7部）と小型ポンプ（8部）の部に分かれて行われました。

この日は前日からの悪天候で、足もとの悪い中ではありませんでしたが、2週間にわたる訓練の成果を遺憾なく発揮していました。



第2分団第3部チーム

成績

団体
◎自動車ポンプの部

優勝 第2分団第3部

（羽生田地区）

準優勝 第3分団第1部

（北小林、安塚、おもちゃのまち地区）

◎小型ポンプの部

指揮者 越路 正一（第2分団第5部）

1番員 梁島 正夫（第2分団第5部）

2番員 赤木 利夫（第2分団第5部）

3番員 田村 一良（第2分団第5部）



第2分団第5部チーム

◎小型ポンプの部

優勝 第2分団第5部

（下稲葉地区）

準優勝 第3分団第3部

（中泉地区）

三位 第1分団第5部
（星の宮、三好町、旭町地区）

個人（優秀賞）

◎自動車ポンプの部

指揮者 森田 博（第3分団第1部）

1番員 中田 吉男（第3分団第1部）

2番員 田村 勇（第3分団第1部）

3番員 稲葉 国仁（第2分団第1部）

4番員 佐久間政彦（第3分団第1部）

ホームヘルパー研修 2級課程が開講

介護保険スタートに向け
万全期す



開講式であいさつする関理事長

平成12年4月1日から始まる介護保険制度で在宅福祉サービスの中核を担うホームヘルパーの養成研修（2級課程）が5月11日、(社)栃の木会特別養護老人ホームしもつけ荘で開講しました。

ヘルパー不足は、介護保険の実施に支障を来すといわれ、本町には既にホームヘルパーとして1、3級までの有資格者が153人おり、準備体制は整っていますが、介護保険スタートまでに300人を確保したいと行っているものです。

2級課程は、従来、広域で実施していましたが、県の指定を受け

たことにより、町では初めて実施するもので、今回36名が参加しました。

研修期間は20日間で、講義58時間、実技講習42時間、実習30時間となっており、実技で施設介護を義務づけた点が最大の特徴となっています。

修了後は、町社会福祉協議会へ登録して活動することとなり、今後の活躍が期待されています。

なお、このあと3級課程も7月と9月の2回予定されており、来年に向け万全を期すこととなります。

Autum Special Ricital 〈秋の特別公演〉

1枚のチケットで2つの公演が楽しめます

諏訪内晶子 ヴァイオリンリサイタル

9月18日(土) 開場：午後6時 開演：午後6時30分



1990年、チャイコフスキー国際コンクールにて、日本人初、史上最年少記録の18歳で優勝、併せてバッハ、チャイコフスキー最優秀演奏者賞受賞、海外での幅広い勉強のあと国内公演を再開。

小山実稚恵 ピアノリサイタル

10月2日(土) 開場：午後6時 開演：午後6時30分



東京芸術大学、同大学院修了。第7回チャイコフスキー国際コンクールピアノ部門第3位、第11回ショパン国際ピアノコンクール第4位。古典から近現代に渡る幅広いレパートリーを持つ。

会場：壬生中央公民館大ホール(城址公園ホール) 入場料：4,000円(全席指定)

※入場券は、6月16日から壬生中央公民館、稲葉・南犬飼出張所、町施設振興公社事務所で取り扱っています。

(未就学児の入場はできません)

主催：(財)壬生町施設振興公社 後援：壬生町教育委員会 問合せ先：壬生中央公民館 ☎82-0108

第17回全国都市緑化とちぎフェア マロニエとちぎ緑花祭2000

「ばなばなメイツ」

募集中!!

平成12年(2000年)9月9日から11月5日までの58日間に行われ、第17回全国都市緑化とちぎフェア(愛称 マロニエとちぎ緑花祭2000)が開催されます。

実行委員会では、フェアの内容を多くの人に知っていただくため、開催の1年前からキャンペーンを行っていきませんが、この活動のお手伝いをしていただくスタッフ「ばなばなメイツ」を募集します。

「ばなばなメイツ」は、実行委員会が実施するPRキャンペーンや街頭デモンストレーション、市町村等のイベント会場においてフェアのPR活動を行うとともに、プレイベントや公式行事等に参加していただきます。

募集人数 3名

応募条件等

任期 平成11年9月1日～平成12年11月5日(任期中 実働約150日)

応募条件①平成11年9月1日現在満18歳以上の明るく健康な方(高校生除く)

応募方法

③事前研修及び期間中のキャンペーン活動その他に参加可能な方
所定の応募用紙又は市販の履歴書に必要事項を記入し、全身写真を同封の上、事務局へ郵送する

応募期間

6月21日(月)～7月19日(月) 必着

雇用先

実行委員会が委託する業者の雇用となります

日 時 査

8月1日(日)

10時～16時

賞 場

総合文化センター
賞金10万円
(一人当たり)

応募・問合せ

〒320-8501

宇都宮市埜田

1-1-20

第17回全国都市緑化と

ちぎフェア実行委員会

事務局宛 ☎028-

623-2478

壬生ゆかりの作家たち

- 1978 装丁をはじめる
- 1983 流木オブジェの製作をはじめる
- 1989 文芸誌『早稲田大学』の表紙を飾る
- 1991 個展
(王子ペーパーギャラリー)
- 1992 個展
(王子ペーパーギャラリー)
- 1995 小学校図画工作用教科書に掲載
NHK主催「おしゃれ工房展」に出品
- 1996 中学校美術科用教科書に掲載
個展
(王子ペーパーギャラリー)
個展 (東邦ガスギャラリー)
個展 (早稲田大学キャンパス)
- 1998 個展 (あいち健康プラザ)

～作家のこの一枚(3)～

『流木鳥影 目覚めたカルガモ』(1994年)
荒川じんぺい (1945-) 作家所蔵



● 国民年金 (7月分)
(納期限 7月30日)
納期限間際は、納付窓口が大変込みあいます。早めに納付しましょう。

7月の納税等

◆社会福祉協議会へ

寄付

(○)数字は寄付回数

匿名
a.m.p.m.壬生本丸店様④ 4千908円
羽生田西部親睦会様⑬
県南環境(株)様⑳ 2万円
3千円
3千円

まちのうごき

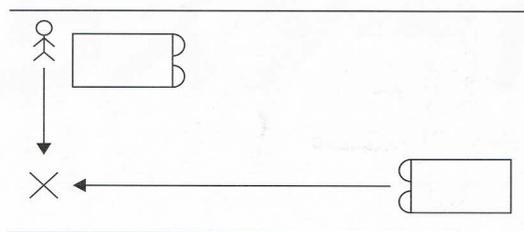
6月1日現在

| | | |
|-----|----------|------|
| 総人口 | 39,935人 | (0) |
| 男 | 19,684人 | (△9) |
| 女 | 20,251人 | (9) |
| 世帯数 | 12,872世帯 | (19) |
| | ()内は前月比 | |

～警察署からのお知らせ～

なくそう 交通事故

交通事故の事例 (安塚地内)



※停車中の車後方からの子供の飛び出し事故

～事故の状況～

| | 4月 | 累計 | 前年比 |
|------|----|-----|-----|
| 事故件数 | 21 | 105 | +38 |
| 死者 | 0 | 0 | -1 |
| 負傷者 | 22 | 121 | +45 |

注意しましょう

- (1) 飛び出しをしない。
- (2) 学校付近道路は徐行運転をする。